まちづくり基本条例検討委員会　第５回会議次第

日時：平成１８年１２月９日（土）
　　午前９時３０分
場所：妻沼行政センター第２会議室

１ 開会

２ あいさつ

３ まちづくり基本条例骨格の検討
・条文の見出しの検討

・条文内容の検討

４ 諸連絡
（１）次回会議について
　　日時　１月１３日（土）　午前９時から
　　場所　熊谷市役所３０２会議室
　　（土曜開庁のため、正面玄関から入れます。）

５ 閉会

（仮称）熊谷市自治基本条例　条文検討資料

章	条文の見出し	条文の内容
1 総則		
	目的	**熊谷市の目指すまちづくりの方向性を示す。** ・住民自治の基本原則を定め、市民、議会、行政などの役割を明らかにする。 ・市民主体のまちづくりを図る。 ・歴史や文化、自然環境を受け継ぎ、豊かで活力のあるまち。 ・未来を担う子どもたちが、心身ともに健やかに成長できるまち。 ・誰もが、安心して安全に暮らせるまち。
	用語の定義	**共通認識を持つため、この条例で使われる用語を定義する。**
	・市民	・赤ちゃんから高齢者まで市内に居住する全世代にわたる者。 ・市内に居住するもの以外にも、通勤、通学する者、市内で事業を営むもの、市内で活動する者を含む。
	・事業者	・市内で事業を営む個人や法人、その他の団体とする。
	・市	・市議会及び執行機関とする。
	・コミュニティ	・地域社会を形成する組織及び集団とする。
	・参画	・まちづくりに関する施策の立案、実施、評価の各段階に市民が主体的に参加すること。
	・協働	・市民及び市が、それぞれの責務と役割を理解し、課題の解決に向け共に当たること。
2 基本原則		
	市民参加の原則	・市は、市民主体の観点から、市民がまちづくりに関し広く参加できるよう配慮する。
	協働の原則	・市民及び市は、それぞれの責務と役割を理解し、知恵を出し合いお互い協力しながら、まちづくりを推進する。
	情報共有の原則	・市は、市民に市政に関する情報を積極的に公開し、またこれらについての意見をお互いが共有する。 ・市民及び市は、行政情報と民間情報の連携を図る。
3 市民の役割		
	市民の権利	・市民は、政策形成段階から、まちづくりに参加する権利を有する。 ・市民は、まちづくりに関する情報を知る権利を有する。
	市民の責務	・市民は、主体的にまちづくりに参加することとし、そのために郷土について学び、市政への関心を高める。
	事業者の責務	・事業者も地域社会の一員であるとの観点に立ち、社会的貢献に努めるものとする。
4 市議会		
	議会の責務	・議会は、市民の意思が市政に反映されるよう努める。 ・議会は、議会情報の公開を進め、透明性を確保し、民主的な運営に努める。
	議員の責務	・議員は、積極的に市民の意向把握に努め、自己研鑽に努める。
5 執行機関		
	市長の責務	・市長は、市民参加の機会を拡充し、市民の意見を適切に反映するよう努める。

章	条文の見出し	条文の内容
		・市長は、この条例の目的遂行のため、誠実かつ公正に市政運営に当たる。
	職員の責務	・職員は、全体の奉仕者として自己研鑽に努め、誠実、公正かつ能率的に職務を遂行する。 ・一市民として、地域住民の視点に立ち積極的にまちづくりの推進に当たる。
6 参加及び協働		
	市民参加及び協働の推進	・市は、この条例に基づき、市民参加及び協働によるまちづくりを推進するための体制を整備する。 ・重要な施策の立案、実施、評価の各段階に市民が主体的に参画できるよう配慮する。
	付属機関等	・市民参加を拡充するため、附属機関等の委員は、委員の公募を行うとともに、男女の比率及び幅広い年齢層からの登用について配意する。
	自主的なまちづくり活動の促進	・市は、自主的なまちづくり活動を促進するため、市民、事業者、NPO、大学などの市民活動団体との連携を図りながら、情報提供や相談など支援する。
	コミュニティ	・市民は、地域コミュニティの意義と必要性を理解し、積極的に参加する。 ・市は、地域コミュニティの育成を図ると共に、市民参加を促進し、地域活動の活性化を図る。
7 市政運営		
	情報公開	・市は、市政に関する情報を、適切に、市民に分かりやすい方法で提供するよう努める。
	個人情報保護	・市は、個人情報を適正に保護する。
	説明責任	・市は、重要な施策の立案、実施、評価の各段階において、市民にわかりやすく説明するよう努める。
	応答責任	・市は、市民のまちづくりへの提案や市への苦情、要望に速やかにかつ誠実に対応するよう努める。
	意見公募手続	・市は、重要な施策の策定または改廃に当たっては、意見公募手続を実施し、その他の案件についても、必要により意見を求め公表する。
	都市経営	・市は、行政組織の簡素化を推進し、最小の経費で最大の行政サービスを行うよう努める。 ・市は、計画的、効率的かつ効果的な施策の展開により健全な財政運営に努める。 ・市は、行政サービスを受ける市民間の負担の適正化を図る。
	行政評価	・市は、施策の成果目標を明確にして事業を行い、その結果を検証し、また、公表して市民の意見を求めるよう努める。
8 最高規範		
	最高規範	・熊谷市の条例の中で最上位（最高規範）に位置付け、他の条例を解釈する場合又は条例制定改廃にあたりこの条例の基本原則（精神）に沿って行う。
9 条例の見直し		
	条例の見直しと改正	・市は、社会経済情勢の変化に対応するため、必要に応じて条例を見直す。